

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課 ・ 農地 調整 担当	農地調整 関係事務	2,390	2,390	2,410	1,969		441
	<p>1 事業目的 優良農地の確保と効率的な利用を促進するため、農地法に基づく農地の利用関係の調整及び指導等を行い、耕作者の地位の安定と農業生産性の向上を図る。 市町村が農業振興地域の整備に関する法律等に基づき策定した実施計画の推進と必要な見直しを支援するとともに、適切な土地利用計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>2 根拠法令等 農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</p> <p>3 事業内容 (1) 農地法の励行指導及び農地の利用関係の調整事務 ①農地法第3条の指導、農地法第4条、第5条及び第18条に関する許可処分及び是正指導 ②和解の仲介、農事調停に関わる事務 (2) 農地法関係事務の研修 (3) 農地取引等調査事務 (4) 農業振興地域整備計画及び農村地域への産業の導入計画の策定・変更等 (5) 都市計画関連の土地利用調整 (6) その他</p>						
	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	国有農地等 管理事務	10,345	10,345	10,352	10,337	(諸) 15	
	<p>1 事業目的 戦後の自作農創設特別措置法、農地法により、農林省が買収・売渡を行った土地のうち、未処分となっている農林省名義の土地の管理、処分を行う。</p> <p>2 根拠法令等 自作農創設特別措置法、農地法</p> <p>3 事業内容 (1) 国有農地の管理等 ①高知県自作農財産事務取扱交付金 91 [(国) 91] 交付先：市町村 ②貸付料の徴収等 ③不当事案の処理等 (2) 財産台帳の整備、報告 (3) 処分(売払、譲与、所管換)を進めるための各種手続、調整 (4) 測量(処分地の面積確定等) (5) 登記是正、権利関係調査</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳																		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源																
	土地改良 指導事業	19,817	19,817	11,829	2,324	(諸) 43	9,462																
農業 基盤 課 ・ 管理 担当	<p>1 事業目的 土地改良団体の適正な育成指導を通じて、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法、土地改良区体制強化事業実施要綱 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱</p> <p>3 事業内容 (1) 土地改良区指導費補助金 10,365 [(一)8,635 (国)1,730] ①施設・財務管理強化対策事業 県土連が行う土地改良施設の点検、管理に関する専門技術的な診断及び指導並びに土地改良事業に関する相談業務等の事業に対して補助する。 ②土地改良施設維持管理適正化事業 県土連が行う土地改良施設整備補修工事の資金造成に対して、県土連が全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金の一部を補助する。 (2) 換地業務促進費補助金 891 [(一)297 (国)594] ①換地業務促進事業 適正かつ効果的な換地業務が行われるよう県土連が市町村や土地改良区等の役職員の指導をするために必要な経費の一部を補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 施設・財務管理強化対策事業 県土連が行う土地改良事業推進対策に要する経費 (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 県土連が行う土地改良施設整備補修工事の資金造成に要する経費 (3) 換地業務促進事業 県土連が行う換地処分等促進対策に要する経費</p> <p>5 事業主体 高知県土地改良事業団体連合会</p> <p>6 補助率(事業負担区分) (1) 施設・財務管理強化対策事業 7.5/10 (国 5/10 県 2.5/10 連合会 2.5/10) (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 6/10 (国 3/10 県 3/10 地元 4/10) (3) 換地業務促進事業 7.5/10 (国 5/10 県 2.5/10 連合会 2.5/10)</p> <p>7 主な事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>診断指導(件)</th> <th>相談業務(件)</th> <th>適正化事業(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>56</td> <td>36</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>58</td> <td>30</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>								診断指導(件)	相談業務(件)	適正化事業(箇所)	3年度	45	33	8	2年度	56	36	9	元年度	58	30	8
	診断指導(件)	相談業務(件)	適正化事業(箇所)																				
3年度	45	33	8																				
2年度	56	36	9																				
元年度	58	30	8																				

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	土地改良 調査事業	90,715	66,266	93,363	40,000	(入) 10,000	43,363
農業 基盤 課 整備 事業 ・ 調査 計画 担当	04 次世代型こうち新施設園芸システム導入水源確保調査費 10,000 [(入) 10,000]						
	1	事業目的 次世代型こうち新施設園芸システムによる大規模施設園芸団地を推進するため、必要な水源を確保する。					
	2	事業内容 ・ ボーリング調査や電気探査による地下水調査業務（水量、水質等）					
	3	標準工期 1年					
	4	事業主体 県					
	5	事業実施地区 香南市父養寺地区					
	6	事業負担区分 県：100					
	7	主な事業実績（令和3年度） 能間地区					
	06 国営高知南国土地改良事業換地処分等委託事業費 40,000 [(国) 40,000]						
	1	事業目的 国営緊急農地再編整備事業により実施する区画整理に伴い、国から委託を受けて担い手への農地利用集積や土地利用の再編を図る換地計画の作成などの換地業務を行う。					
	2	根拠法令 土地改良法					
	3	事業内容 換地処分登記を行うための換地設計基準や評価基準、換地計画原案等の作成					
	4	受託者 県					
	5	事業実施地区 高知南国地区（南国市）					
	6	事業負担区分 国：100					

★09 農業水利施設等実態調査事業費 14,432 [(一)14,432]

農業
基盤
課
・
整備
事業
・
調査
計画
担当

1 事業目的

物部川水利権の受益地内の施設情報や営農実態等を把握し、データ化したうえで、定量的に分析し、限られた水資源を有効活用するとともに、高収益作物への転換を推進し、稼げる農業の実現と水利権更新事務の効率化を図る。

2 事業内容

施設の流下能力や営農に関する取水・分水状況などの実態調査業務

3 標準工期

1年

4 事業主体

県

5 事業実施地区

物部川地区

6 事業負担区分

県：100

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農地集積 促進事業			21,700	15,400		6,300
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 ほ場整備事業の実施に併せて地域の中心経営体へ農地集積をした場合に、その集積率に基づいて交付金を交付し、農家負担を軽減することで、ほ場整備の推進を図る。</p> <p>2 事業内容 農地集積促進事業費補助金 21,700 [(一) 6,300 (国) 15,400] 農地事業整備計画（促進計画）において整備した農地の担い手への集積・集約化を促進するため、担い手への農地集積に応じた助成割合の中で、土地改良区分担金の軽減のために、事業費の一定割合を交付。</p> <p>3 事業主体 土地改良区</p> <p>4 期間 交付要件確認年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度</p> <p>5 事業実施地区 入田土地改良区（四万十市） 三里土地改良区（四万十市）</p> <p>6 事業負担区分 国：55 県：22.5 市町村：22.5</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	かんがい排水 事業	428,041	595,685	534,750	250,000	(負) 75,000 (債) 180,000	29,750
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 県営土地改良事業により造成した基幹的水利施設のうち機能が低下している施設について機能診断を行い、補修工事の基となる機能保全計画が策定された施設について長寿命化対策等を実施し機能維持を図る。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（水利施設整備事業に係る運用） 水利施設等保全高度化事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策</p> <p>4 採択基準等 県営土地改良事業により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 ただし、機能保全計画策定を行う場合にあつては、末端支配面積が10ha以上であること。</p> <p>5 標準工期 6年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事 高知市東部4期地区他2地区</p> <p>8 事業負担区分 保全対策工事 国：50 県：35 市町村：15 機能保全計画策定 国：100（令和7年度採択地区まで）</p> <p>9 主な事業実績（令和3年度） 保全対策工事 高知市東部2期地区、高知市東部3期地区 機能保全計画策定 土佐市新居地区、室戸市西山地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	経営体育成 基盤整備事業	310,510	826,581	458,600	256,025	(分) 4,935 (負) 46,515 (債) 116,000	35,125
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担 当	<p>1 事業目的 地域農業の展開方向に沿い、経営体の育成と生産基盤、営農環境の一体的な整備を実施し、優良農地の適切な維持・保全と地域農業の振興を図る。また、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地の区画整理等を実施する。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法、農業競争力強化農地整備事業実施要綱・要領 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱・要領、農地耕作条件改善事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる農業生産基盤整備事業（区画整理又は2工種以上）と密接に関連のある営農環境整備事業等を一体的に実施する。また、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理を実施する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業） ・受益面積が20ha以上（中山間地域においては、10ha以上） ・担い手への農地利用集積率50%以上 (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業 ・全農用地について農地中間管理機構が15年以上の農地中間管理権を有すること ・受益面積の合計が10ha以上（中山間地域においては、5ha以上）で1ha以上（中山間地域においては、0.5ha以上）のまとまりを有する農用地で構成されていること (3) 農地耕作条件改善事業 ・総事業費200万円以上、受益者数2者以上 ・全農用地について農地中間管理機構が20年以上の農地中間管理権を有すること ・事業の実施区域は農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域 ほか</p> <p>5 標準工期 6年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 農地整備：北川村野友地区他6地区 実施計画策定：北川村北川2期地区他1地区 機構関連：黒潮町加持地区他4地区 耕作条件：安芸市高台寺地区他1地区</p> <p>8 事業負担区分 農地整備 国：50 県：35 他：15（中山間）国：55 県：30 他：15 機構関連 国：62.5 県：27.5 市町村：10 実施計画策定（農地整備）国：50 県：25 他：25 （機構関連）国：62.5 県：27.5 他：10 耕作条件 国：50 県：35 他：15（中山間）国：55 県：30 他：15</p> <p>9 主な事業実績（令和3年度） 農地整備：室戸市庄毛地区、四万十市利岡地区、四万十市三里地区、四万十町米の川地区、香美市永野地区、四万十町志和地区、北川村野友地区 機構関連：北川村北川地区、土佐清水市下ノ加江地区、四万十町影野地区、黒潮町加持地区 実施計画策定：佐川町佐川地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	県営農業水路等 長寿命化事業	346,000	282,268	285,770	146,575	(分) 4,315 (負) 35,660 (償) 83,000	16,220
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	1 事業目的 県営土地改良事業により造成した基幹的水利施設のうち機能が低下している施設について、概ね3ヵ年で長寿命化対策等を実施し機能維持を図る。						
	2 根拠法令等 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実施要綱・要領						
	3 事業内容 ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策						
	4 採択基準等 県営土地改良事業により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く) (3) 1地区当たりの事業工期が原則3ヵ年以内						
	5 標準工期 3年						
	6 事業主体 県						
	7 事業実施地区 保全対策工事 四万十市東中筋地区他2地区						
	8 事業負担区分 国：50 県：35 他：15 (中山間) 国：55 県：30 他：15						
	9 主な事業実績(令和3年度) 保全対策工事 東洋町中村(1)地区、四万十市敷地地区、四万十市東中筋地区、四万十市山田川左岸地区						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	国営緊急農地再編整備事業費負担金	31,822	67,322	98,857		(債) 88,000	10,857
農業 基盤 課 ・ 調査 計画 担当	<p>1 事業目的 基盤整備（区画整理等）の実施と併せて担い手への農地利用集積や土地利用の再編を進めることにより、農業振興と地域の活性化、農家所得の向上を図るため、国営緊急農地再編整備事業に対する県負担金を支出する。</p> <p>2 根拠法令等 土地改良法 国営緊急農地再編整備事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 農地の区画整理（基幹事業）と農業用排水施設等（併せ行う事業）を国直轄で実施</p> <p>4 採択基準等 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ha以上 担い手農地利用集積率が40%以上増加し、60%以上となること等</p> <p>5 事業主体 国（農林水産省）</p> <p>6 事業負担区分 工事費等の地方負担対象額に対する負担割合 国：2／3 県：25.20% 市：6.23% 農家：1.90% 但し、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用により県の実負担率は10.00%</p> <p>7 事業実施地区 高知南国地区（南国市） 総事業費 21,000百万円 事業期間 令和2～11年度 令和4年度事業費 1,189,000千円（うち地方負担対象額：988,570千円）</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	203,240	246,240	170,305	133,000	(債) 33,000	4,305
農業 基盤 課 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 団体営事業等で造成され、老朽化の進行により機能が低下している農業水利施設について、機能診断を行い、補修工事の基となる機能保全計画を策定する。また、機能診断結果に基づいた適切な保全対策工事を行うことにより、農業水利施設の長寿命化を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領（水利施設整備事業に係る運用） 水利施設等保全高度化事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 170,305 [(一)4,305 (国)133,000 (債)33,000] 団体営事業等で造成され、老朽化が進行して機能が低下している農業水利施設について、機能診断・機能保全計画策定及び機能診断結果に基づく適切な保全対策工事を補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 保全対策工事 受益面積 10ha以上 総事業費 3,000万円以上 機能保全計画が作成されていること (2) 機能保全計画策定 末端支配面積 10ha以上（水利施設）</p> <p>5 標準工期 2～6年</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村、施設管理者、高知県土地改良事業団体連合会</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事：須崎市池ノ内第一地区他1地区</p> <p>8 補助率（事業負担区分） (1) 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域 70/100 [国：55 県：15 他：30] (2) 一般地域 65/100 [国：50 県：15 他：35] (3) 機能保全計画策定 国：100（令和7年度採択地区まで）</p> <p>9 主な事業実績（令和3年度） (1) 保全対策工事 須崎市池ノ内第一地区、芸西村千原地区 (2) 機能保全計画策定 高知市三里地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農地耕作条件改善事業	257,115	257,115	200,600	169,300	(債) 28,000	3,300
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や農地・農業水利施設の基盤整備や計画策定、営農定着に必要な取り組みを実施する。</p> <p>2 根拠法令等 農地耕作条件改善事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 農地耕作条件改善事業費補助金 200,600 [(一)3,300 (国)169,300 (債)28,000] 担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みを行う上で必要となる地域の実情に応じた農業用排水施設、農作業道等の農業生産基盤の整備(ハード)を補助する。併せて農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組(ソフト)を組み合わせる補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 総事業費200万円以上、受益者数2戸以上であること。 (2) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域(本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域を含む) (3) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能(複数回受付)、農地中間管理機構から国への直接申請も可能</p> <p>5 標準工期 ハードとソフトを組み合わせ最大5年(ハードは最大3年)</p> <p>6 事業主体(補助先) 市町村、土地改良区、農地中間管理機構等</p> <p>7 事業実施地区 いの町北浦地区他9地区</p> <p>8 補助率(事業負担区分) (1) 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域 65/100 [国:55 県:10 他:35] (2) 一般地域 60/100 [国:50 県:10 他:40]</p> <p>9 主な事業実績(令和3年度) いの町北浦地区、香南市中ノ村地区、北川村北川地区、四万十市古津賀地区、南国市東崎地区、四万十町宮内2期地区、四万十町影野2期地区、四万十町南川口地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	団体営農業水路等 長寿命化事業	138,800	145,026	235,000	189,100	(債) 41,000	4,900
農業 基盤 課 ・ 整備 事業 担当	<p>1 事業目的 団体営事業等で造成され、老朽化が進行して機能が低下している農業水利施設について、概ね3ヵ年で保全対策工事を行うことにより、農業水利施設の長寿命化を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 農業水路等長寿命化事業費補助金 235,000 [(一)4,900 (国)189,100 (債)41,000] ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等基幹的な農業用排水施設の機能の維持や安全性を確保するための長寿命化対策</p> <p>4 採択基準等 団体営事業等により造成した基幹的施設及び一体的に機能を発揮する農業用排水施設であること。 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く) (3) 1地区当たりの事業工期が原則3ヵ年以内</p> <p>5 標準工期 3年</p> <p>6 事業主体(補助先) 市町村、施設管理者</p> <p>7 事業実施地区 保全対策工事：高知市布師田地区他9地区</p> <p>8 補助率(事業負担区分) (1) 山振、過疎、離島、半島、特定農山村、特別豪雪の6法指定地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域 70/100 [国：55 県：15 他：30] (2) 一般地域 65/100 [国：50 県：15 他：35] (3) 機能保全計画策定 100/100 [国：100 1地区あたり上限1,000万円まで]</p> <p>9 主な事業実績(令和3年度) 香美市新改地区、香南市ほか物部川1期地区、田野町田野地区、安芸市赤野地区、芸西村和食地区、高知市布師田地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地すべり 防止事業	127,575	247,900	201,923	94,500	(債) 93,000	14,423
農業 基盤 課 ・ 防災 担当	<p>1 事業目的 地すべりによる農地、人家、公共施設等への被害を未然に防止し、国土の保全を図る。</p> <p>2 根拠法令等 地すべり等防止法 農村地域防災減災事業実施要綱・要領</p> <p>3 事業内容 降雨などの地下浸透を防止するための承水路、排水路、地下水を排除するための水抜きボーリング、集水井、地すべりの誘発を防止するための堰堤工、護岸工、地すべりを直接阻止するための杭打工、アンカー工などを行う。</p> <p>4 採択基準 (1) 地すべり等防止法により指定された防止区域であること (2) 総事業費7,000万円以上、農地面積10ha以上</p> <p>5 標準工期 5年</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業実施地区 地すべり防止対策：越知町稲村3期地区他2地区</p> <p>8 事業費負担区分 国：50 県：50</p> <p>9 主な事業実績(令和3年度) (1) 地すべり防止対策：檜原町栲原北部地区、越知町稲村3期地区、大豊町粟生3期地区 仁淀川町池川地区</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	県営ため池等 整備事業	1,078,147	1,889,902	1,194,676	644,660	(負) 104,720 (債) 376,000	69,296
	1 事業目的 本事業により防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。						
	2 根拠法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱・要領						
	3 事業内容 (1) ため池整備 (2) 農村災害対策整備(用排水路・土砂崩壊防止施設・緊急避難路等の整備) (3) 上記に関するソフト事業						
	4 採択基準等 地域ため池総合整備事業 (1) 受益面積：2ha以上他 (2) 総事業費：800万円以上他 農村災害対策整備事業 (1) 総事業費800万円以上 (2) 災害防除推進地域として指定されている地域 ・ 東南海・南海地震防災対策推進地域 【高知県全域】 ・ 台風常襲地帯 【高知県全域】 (3) 受益面積 下記工種の受益面積の合計が10ha以上もしくは下記面積以上 ・ 農業用ため池整備 A=2ha ・ 農業用排水施設整備 A=10ha ・ 土砂崩壊防止施設 A=5ha						
	5 事業主体 県						
	6 事業実施地区 地域ため池等整備事業：南国市中部1期地区他12地区 農村災害対策整備事業：(なし)						
	7 事業費負担区分 地域ため池等整備事業 国：55～100 県：0～35 市町村：0～10 農村災害対策整備事業 国：55 県：35 市町村：10						
	8 主な事業実績(令和3年度) 地域ため池等整備事業：室戸市西山地区、室戸市西山2期地区、大月町大月地区、安芸市六丁池地区、南国市南国市中部1期地区、四万十市四万十1期地区、香南市野市地区、四万十町窪川2期地区、芸西村芸西地区、四万十町奈路地区、室戸市室戸地区、四万十町真弓ノ川池地区、室戸市西山3期地区、県下全域高知地区 農村災害対策整備事業：津野町津野地区、黒潮町大方西部地区、奈半利町平地区						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業 基盤 課	団体営 災害関連事業	1,326		1,326	1,214		112
	<p>1 事業目的 農業用施設の災害復旧工事後、近い将来、再度災害を被る恐れがある場合、これに関連する農業用施設の整備を一体的に実施し、農業経営の安定と国土の保全を図る。</p> <p>2 根拠法令 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 災害関連事業費補助金 1,214 [(国) 1,214] 従前の効用を回復しただけでは再度災害を被る恐れがあるため、被災の原因となった部分、または災害発生の原因となる恐れがある隣接残存部分を改築又は補強して被災要因を除去するために行うため池、頭首工、用水路、排水路（用排兼用含む）、農道等の工事に対して補助する。</p> <p>4 採択基準等 (1) 当該関連事業における工事費が200万円以上、かつ、施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと (2) 当該施設について他の改良計画がないこと (3) 事業効果が大であること</p> <p>5 事業主体（補助先） 市町村、土地改良区等（市町村）</p> <p>6 補助率（事業費負担区分） 工事費 50/100（国：50 市町村等：50） * 激甚災害については嵩上あり</p>						
防災 担当							

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業基盤課 防 災 担 当	耕地自然災害 防 止 事 業	75,112	75,112	44,300		(負) 630 (入) 18,445 (償) 19,000	6,225
	1 事業目的 県地域防災計画に掲げている農業基盤課所管の県管理施設（地すべり防止施設等）や市町村等で管理している農地防災施設（排水機場等）及び土地改良保全施設（ため池保全施設等）の災害を未然に防止するため、緊急に対応が必要な防災施設等を整備し、民生の安定と併せて生産基盤や生活環境の保全を図る。また、法律上の県知事管理である地すべり防止区域等について、現状を把握し、住民への情報提供や今後の管理、防災計画、整備計画を図るうえで、観測調査・施設補修等を行う。						
	2 根拠法令 地すべり等防止法 高知県南海地震による災害に強い社会づくり条例 高知県耕地自然災害防止事業実施要領						
	3 事業内容 災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカー、抑止杭、落石防止柵、排水ボーリング等の防災施設の設置及び老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある農業用ため池の整備補強等のための工事及び調査 (1) 県営事業費 15,300 [(一)670 (負)630 (償)14,000] (2) 団体営事業 耕地自然災害防止事業費補助金 5,000 [(償) 5,000] (3) 地すべり指定区域管理費 継続観測：24,000 [(一)5,555 (入)18,445]						
	4 採択基準等 (1) 地域防災計画に掲げられている災害危険地域であること (2) その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ）						
	5 事業主体 県、市町村						
	6 補助率（事業費負担区分） (1) 県 営 事 業：－（県：100） （ため池耐震対策 県：90 市町村：10） (2) 団体営事業 地すべり：80／100（県：80 市町村：20） そ の 他：50／100（県：50 市町村：50） 地すべり指定区域管理費：－（県：100）						
	7 主な事業実績（令和3年度） (1) 県 営 事 業：土佐町東石原地区、室戸市長野2号地区、仁淀川町余能地区、大豊町他中央東地区、仁淀川町他中央西地区、安芸市伊尾木地区 (2) 団体営事業：奈半利町北深田地区、檮原町太田戸地区、四万十町天の川地区 (3) 地すべり指定区域管理費：継続観測：2地区						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業水路等 防災減災事業	156,000	223,200	56,500	56,250		250
農業 基盤 課 ・ 防災 担当	<p>1 事業目的 農業水利施設の機能低下により、災害の恐れが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取り組み及び事故の防止などのリスク管理に資する取り組みを実施し、もって農業の持続的な発展を図る。</p> <p>2 根拠法令等</p> <p>3 事業内容 (1) 県 営 (なし) (2) 団体営 農業水路等防災減災事業費補助金 56,500 [(一) 250 (国) 56,250]</p> <p>4 採択基準等 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 受益者数が、農業者2者以上であること。ただし、ため池廃止の場合は、想定被害額（農外）が500万円以上。 (3) 1地区当たりの事業工期が原則3ヵ年以内（ため池整備は5年以内、実施計画策定、ハザードマップ作成は1年以内）</p> <p>5 標準工期 3年以内（実施計画策定、ハザードマップ作成は1年以内）</p> <p>6 事業主体 県、市町村</p> <p>7 事業実施地区 県 営：(なし) 団体営：安田町他4市町</p> <p>8 補助率（事業負担区分） 県 営 国：50 県：35 市町村：15（参考） 団体営 国：55～100 県：0～5 市町村：0～40</p> <p>9 主な事業実績（令和3年度） 県 営：南国市東沢地区 団体営：室戸市、南国市、土佐清水市、香南市、香美市、安田町、大豊町、四万十町</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業用施設 災害復旧 事業	21,384		21,384	19,006	(債) 1,000	1,378
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	<p>1 事業目的 県営事業で整備した農業用施設を市町村に移管する前に、台風、豪雨等により被災した同施設を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 県管理の農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等の施設）の復旧</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所の復旧事業費が40万円以上のもの (2) 受益戸数2戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体 県</p> <p>7 事業費負担区分 国：65 県：35 ※補助率増高の申請により変更あり。</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	地すべり防止施設災害復旧事業	11,345		11,345	6,571	(債) 3,000	1,774
農業 基盤 課	1 事業目的 県で管理している地すべり防止施設等が台風、豪雨等により被災した場合に、その復旧を行い、農業経営の安定と国土の保全を図る。						
・	2 根拠法令等 地すべり等防止法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）						
防 災 担 当	3 事業内容 地すべり等防止法に基づいて施工・管理されている地すべり防止施設の復旧						
	4 採択基準等 (1) 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設であること (2) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (3) 被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成していること (4) その他（適用除外事項など）						
	5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）						
	6 事業主体 県						
	7 事業費負担区分 国：66.7 県：33.3						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	団体営農地 災害復旧 事業	172,531	114,814	171,234	163,153		8,081
農業 基盤 課	<p>1 事業目的 台風、豪雨等により災害を受けた農地を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>・</p> <p>3 事業内容 (1) 過年 農地災害復旧費補助金 7,271 [(国) 7,271] (2) 現年 農地災害復旧費補助金 155,882 [(国) 155,882] 市町村、土地改良区等が事業主体で行う農地の復旧</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所 復旧事業費のうち工事費が40万円以上のもの (2) 受益戸数1戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村等（市町村）</p> <p>7 補助率（事業費負担区分） 50/100 [国：50 市町村等：50] ※補助率増高の申請により変更あり。</p> <p>8 主な事業実績（令和3年度 査定箇所数） 市町村営3災 65箇所</p>						
防災 担当							

(単位：千円)

課名等	事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	団体営農業用施設災害復旧事業	374,027	408,543	408,315	389,975		18,340
農業 基盤 課 ・ 防 災 担 当	<p>1 事業目的 台風、豪雨等により災害を受けた農業用施設を復旧し、効用の回復と農業生産の維持及び経営の安定を図る。</p> <p>2 根拠法令等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）</p> <p>3 事業内容 市町村、土地改良区等が事業主体で行う農業用施設の復旧 (1) 過年 農業用施設災害復旧費補助金 67,371 [(国) 67,371] (2) 現年 農業用施設災害復旧費補助金 322,604 [(国) 322,604]</p> <p>4 採択基準等 (1) 1箇所 の復旧事業費のうち工事費が40万円以上のもの (2) 受益戸数2戸以上のもの (3) 被災原因が基準値以上で確認できるもの (4) その他（適用除外事項など）</p> <p>5 標準工期 特になし（ただし、3ヵ年で事業完了とする）</p> <p>6 事業主体（補助先） 市町村等（市町村）</p> <p>7 補助率（事業費負担区分） 65/100 [国：65 市町村等：35] ※補助率増高の申請により変更あり。</p> <p>8 主な事業実績（令和3年度 査定箇所数） 市町村営3災 48箇所</p>						